

**令和7年度
県産食材マッチング交流事業委託業務**

業務仕様書

令和7年5月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度県産食材マッチング交流事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

生産者と実需者の取引拡大を推進するため、生産者と実需者の交流会を開催し、マッチングの機会の創出や県産食材の認知度向上につなげ、生産者と実需者のネットワークの構築を図る。

(2) 業務概要

- ア 業務名 令和7年度県産食材マッチング交流事業委託業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

(3) 委託内容

事業実施にあたっては、県と協議しながら次の事業を行う。

ア 交流会の実施

- (ア) 日程 令和7年9月17日（水）、午後3時間程度
(イ) 場所 盛岡市内のホテル・イベント会場等
(ウ) 対象食材
岩手県産農林水産物（生鮮物または一次加工品）
※品種や栽培方法（有機栽培等）、味などで特徴のある商品

(エ) 参集者（100名程度）

- ・ 出展者：生産者、生産者団体等
（農・林・水産物 各分野バランスよく25事業者程度を想定）
- ・ 参加者：飲食店、商品加工事業者、ホテル・旅館等観光事業者、給食実施事業者、関係機関等

(オ) 内容

- ・ 生産者による食材のブース展示及びPR
- ・ 実需者とのマッチング、交流、情報交換等

イ 業務内容

(ア) イベントの企画コーディネート及び取りまとめ

- ・ 100名程度の集客が見込める会場を選定し、開催に係る連絡調整を行い、使用料を負担すること。
- ・ 生産者と実需者が情報交換し、マッチングが図られること。
- ・ ブース出展者や参加者のとりまとめ、連絡調整等を行うこと。

(イ) チラシの作成、発送

- ・ 生産者募集用のチラシデータを作成すること。
- ・ 参加者募集用のチラシ及びデータを制作すること。チラシはA4版、500部、両面カラー印刷とすること。
- ・ 県が指定する宛先へ発送すること（県内100箇所程度）。

(ウ) 生産者の商談・交渉力向上の支援

- ・ 県が主催する生産者を対象とした研修会の開催周知を行うこと。

- ・ 商品PR資料等の作成を支援すること。
 - ・ イベント当日の展示等を補助すること。
 - ・ 商品PR資料のデータを県に納品すること。
- (エ) 県外バイヤーの招聘
- ・ バイヤーの旅費を負担すること。
 - ・ 人数は5名程度、日程は1泊2日とすること。
- (オ) 当日の進行管理補助
- ・ 運営マニュアルを作成すること。
 - ・ イベント実施当日に進行管理を補助すること。
- (カ) マッチング等の結果の通りまとめ
- ・ 当日の出展者及び参加者のアンケート結果をとりまとめること。
 - ・ 会期1カ月後及び3カ月後に出展者に商談成立数のヒアリングを実施し、結果を取りまとめること。
- (4) 事業実績報告
- ア 報告書作成
- 上記(3)の内容に係る実施経緯及び結果をまとめた報告書を作成すること。
- イ 報告書の納品
- 上記(4)アの報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word又はPowerPoint形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

- ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細

については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

ア 本業務の遂行にあたり、WEB 会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。